1　受検資格

⑴　１級土木施工管理技術検定・学科試験及び２級土木施工管理技術検定・学科試験（種別：土木・鋼構造物塗装・薬液注入）を受験する場合は、次のイ、ロのいずれかに該当しなければならない。

イ　学歴又は資格と必要な実務経験年数

学歴		資格		実務経験年数	
				１級(学科)	２級(学科)
大学	指定学科卒業後	—		３年以上	１年以上
	指定学科以外卒業後	—		４年６ヶ月以上	１年６ヶ月以上
短期大学・高等専門学校	指定学科卒業後	—		５年以上	２年以上
	指定学科以外卒業後	２級合格者	専任の主任技術者を１年以上経験した者	７年以上	
		上記以外の者		７年６ヶ月以上	３年以上
高等学校	指定学科卒業後	２級合格者		９年以上	
			専任の主任技術者を１年以上経験した者	７年以上	
		専任の主任技術者を１年以上経験した者		８年以上	
		上記以外の者		10年以上	３年以上
	※ 指定学科以外卒業後	２級合格者		10年６ヶ月以上	
			専任の主任技術者を１年以上経験した者	８年６ヶ月以上	
		専任の主任技術者を１年以上経験した者		11年以上	
		上記以外の者		11年６ヶ月以上	４年６ヶ月以上
その他の者		２級合格者		14年以上	
			専任の主任技術者を１年以上経験した者	12年以上	
		専任の主任技術者を１年以上経験した者		13年以上	
		上記以外の者		15年以上	８年以上

※　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）による試験、旧大学入学試験検定規程（昭和26年文部省令第13号）による検定、旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）による検定又は旧高等学校高等科入学資格試験規程（大正８年文部省令第９号）による試験に合格した者を含む。

１）２級合格者が１級土木施工管理技術検定・学科試験を受験する場合は、上記実務経験年数、又は２級合格後１年以上の専任の主任技術者経験を含む３年以上、もしくは２級合格後５年以上の実務経験年数を必要とする。

２）１級土木施工管理技術検定試験については、上記実務経験年数のうち、１年以上の指導監督的実務経験年数を必要とする。

㈱　上記の実務経験年数については、当該種別の実務経験年数である。

ロ　２級土木施工管理技術検定・学科試験においては実務経験のない者で、以下の要件を満たす場合、受験できるものとする。(ただし種別は土木に限られ、鋼構造物塗装、薬液注入には適用しない。)

１）学校教育法による大学を卒業した者で在学中に施工技術検定規則第二条に定める学科を修め卒業後１年以内の者又は試験日の属する年度の３月までに同条に定める学科を修めて卒業する見込みの者

２）学校教育法による短期大学又は高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）を卒業した者で在学中に施工技術検定規則第二条に定める学科を修め卒業後２年以内の者又は試験日の属する年度の３月までに同条に定める学科を修めて卒業する見込みの者

３）学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で在学中に施工技術検定規則第二条に定める学科を修め卒業後３年以内の者又は試験日の属する年度の３月までに同条に定める学科を修めて卒業する見込みの者

⑵　１級土木施工管理技術検定・実地試験を受験する場合は、次のイ、ロのいずれかに該当しなければならない。

イ　当年度の１級土木施工管理技術検定・学科試験の合格者

ロ　学科試験免除者

１）平成24年度１級土木施工管理技術検定・学科試験の合格者

２）技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門、上下水道部門、農業部門（選択科目を農業土木とするものに限る）、森林部門（選択科目を森林土木とするものに限る）、水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門若しくは上下水道部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る）に合格した者で１級土木施工管理技術検定・学科試験の受験資格を有する者

⑶　２級土木施工管理技術検定・実地試験（種別：土木・鋼構造物塗装・薬液注入）を受験する場合は、次のイ、ロのいずれかに該当しなければならない。

イ　当年度の２級土木施工管理技術検定・学科試験の受験者（ただし⑴のロによる学科試験のみ受験者を除く。）

ロ　学科試験免除者

１）平成24年度２級土木施工管理技術検定・学科試験の合格者

２）技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門、上下水道部門、農業部門（選択科目を農業土木とするものに限る）、森林部門（選択科目を森林土木とするものに限る）、水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門若しくは上下水道部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る）に合格した者で２級土木施工管理技術検定・学科試験の受験資格を有する者

３）学校教育法による大学を卒業した者で在学中に施工技術検定規則（以下「規則」という）第２条に定める学科を修め、かつ、卒業後１年以内に２級の技術検定の学科試験に合格（在学中の合格も含む。以下同じ。）し、卒業した後４年以内に行われる連続する２回の技術検定・実地試験を受験しようとする者で土木施工管理に関し１年以上の実務経験を有する者

４）学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業した者で在学中に規則第２条に定める学科を修め、かつ、卒業後２年以内に２級の技術検定の学科試験に合格し、卒業した後５年以内に行われる連続する２回の技術検定・実地試験を受験しようとする者で土木施工管理に関し２年以上の実務経験を有する者

５）学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で在学中に規則第２条に定める学科を修め、かつ、卒業後３年以内に２級の技術検定の学科試験に合格し、卒業した後６年以内に行われる連続する２回の技術検定・実地試験を受験しようとする者で土木施工管理に関し３年以上の実務経験を有する者

2　試験実施　国土交通大臣指定試験機関である一般財団法人全国建設研修センターで実施するものとする。